

議案第18号

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和3年2月26日提出

交野市長 黒田 実

提案理由 基礎賦課額、後期高齢者支援金等賦課額及び介護納付金賦課額の保険料・率を改定等したいため。

## 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

### 交野市国民健康保険条例の一部を改正する条例

交野市国民健康保険条例（昭和55年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第1号中「100分の8.50」を「100分の8.64」に改め、同項第2号中「29,611円」を「30,331円」に改め、同項第3号イ中「27,491円」を「29,692円」に改める。

第16条の5の5第1項第1号中「100分の2.76」を「100分の2.72」に改め、同項第2号中「9,541円」を「9,446円」に改め、同項第3号イ中「8,858円」を「9,247円」に改める。

第16条の9第1項第1号中「100分の2.84」を「100分の2.58」に改め、同項第2号中「18,581円」を「17,520円」に改める。

附則第9条第1項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

#### 附 則

##### （施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、附則第9条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

##### （適用）

- 2 改正後の第16条第1項、第16条の5の5第1項及び第16条の9第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料から適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。